

# 平成24年度 再生可能エネルギーの固定価格買取制度における 調達価格・調達期間のお知らせ

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、新たにお申込みいただいた再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備）に係る調達価格・調達期間は、経済産業省告示によって、以下のとおり定められております。

再生可能エネルギー発電設備の区分等			調達価格 (円/kWh, 税込)	調達期間 (年)
太陽光	出力10kW未満	単独で設置する場合	42.00 <sup>※2</sup>	10 <sup>※2</sup>
		自家発電設備等を併設する場合 (当該発電設備等により供給される電気が再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えるもの)	34.00 <sup>※2</sup>	10 <sup>※2</sup>
	出力10kW以上		43.20 <sup>※3</sup>	20 <sup>※3</sup>
風力	出力20kW未満		59.40	20
	出力20kW以上		23.76	20
水力	出力200kW未満		36.72	20
	出力200kW以上1,000kW未満		31.32	20
	出力1,000kW以上30,000kW未満		25.92	20
地熱	出力15,000kW未満		43.20	15
	出力15,000kW以上		28.08	15
バイオマス	1. バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備		42.12	20
	2. 森林における立木竹の伐採又は間伐材により発生する未利用の木質バイオマス(輸入されたものを除く。)を電気に変換する設備(1の設備及び一般廃棄物発電設備を除く。) <sup>※1</sup>		34.56	20
	3. 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス(当該農産物に由来するものに限る。)を電気に変換する設備(1、2及び4の設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。)		25.92	20
	4. 建設資材廃棄物を電気に変換する設備(1の設備及び一般廃棄物発電設備を除く。)		14.04	20
	5. 一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び1から4の設備以外のバイオマス発電設備		18.36	20

※1 本区分に該当する経済産業大臣の認定を受けている発電に係る再生可能エネルギー発電設備は、平成27年4月1日付けにて、その発電設備の出力に応じて、平成27年3月31日改正後の「電気事業者による再生可能エネルギー特別措置法施行規則（以下、「施行規則」といいます。）第二条第十六号または十七号に掲げる設備を用いて行われる発電として認定を受けたものとみなされます。

※2 平成28年8月1日以降に「託送供給等約款(平成28年4月1日実施)に定める発電量調整供給契約(接続契約)（以下、「接続契約」といいます。）」を締結している場合で、平成29年4月1日<sup>※4</sup>以降1年以内に認定発電設備の運転開始をしないときは認定が失効されます。

※3 平成28年8月1日以降に接続契約を締結している場合で、平成29年4月1日<sup>※4</sup>以降3年以内に認定発電設備の運転開始をしないときは経済産業大臣が定める方法で変更される調達価格・調達期間が適用されます。

※4 ①平成28年7月1日以降に認定を取得し、認定日の翌日から起算して9ヶ月以内に接続契約を締結、または②電源接続案件募集プロセスに参加し、当該プロセスが終了した日から起算して6ヶ月以内に接続契約を締結する場合は当該接続契約締結日が起算日となります。

●太陽光(出力10kW以上)・風力・水力・地熱・バイオマスのいずれかの再生可能エネルギー発電設備においては、申込みを撤回した場合に、当該申込みの内容の検討に要した費用を支払うことに同意いただくことが必要となります。

●施行規則に定める複数太陽光発電設備設置事業(いわゆる「屋根貸し事業」)を営む方が認定を受けた太陽光(出力10kW未満)は、太陽光(出力10kW以上)とみなされます。

●複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定できない場合に適用される調達価格・調達期間は、以下のとおりとなります。

- ・調達価格:当該複数設備のうち、最も調達価格の低い設備の区分等における調達価格
- ・調達期間:適用される調達価格と同様の設備の区分等における調達期間

●その他調達価格・調達期間の具体的な適用条件の詳細については、経済産業省告示等を参照願います。